

岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年市規則第16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成6年市条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

第3条から第7条まで 削除

(リサイクル推進員)

第8条 条例第10条第1項に規定するリサイクル推進員(以下「推進員」という。)は、次に掲げる事項について、市の施策への協力、市民に対する指導助言その他の活動を行うものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生抑制及び再利用による減量に関する事項
- (2) 一般廃棄物の分別及び適正な排出に関する事項
- (3) その他市長が特に定める事項

2 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一般廃棄物の区分等)

第9条 市は、家庭系廃棄物をおおむね次の区分及び基準により、収集し、運搬し、及び処分するものとする。

(1) 家庭系ごみ

ア 可燃性のごみ 週2回

イ 不燃性のごみ 月1回

ウ 粗大ごみ(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第50条に規定する特定家庭用機器一般廃棄物(以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。)を含む。) 申込みの都度市長が指定する日

エ 資源化物 月2回(拠点で回収する物は随時)

オ 廃乾電池・体温計等 月2回(拠点で回収する物は随時)

(2) し尿 月 1回

(3) その他の一般廃棄物 申込みの都度

2 事業系一般廃棄物については、前項に準じて区分されたものを処理施設へ搬入の都度処理するものとする。

(収集又は運搬の禁止の対象となる廃棄物)

第9条の2 条例第21条の2に規定するその他再利用の対象となる物として市長が指定するものは、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、古紙及び古布とする。

(廃棄物の搬入)

第10条 条例第20条の規定により、市の設置した一般廃棄物処理施設(し尿に係る物を除く。以下「処理施設」という。)において、一般廃棄物(し尿を除く。以下この条において同じ。)の処理を受けようとする者は、次に掲げる搬入伝票又は搬入申請書を搬入の都度処理施設の管理者に提出し、搬入についての確認又は承認を受けなければならない。

(1) 事業系一般廃棄物を自己搬入する者並びに事業系一般廃棄物の収集及び運搬を業として行う者で第27条第3項の規定により後納を認められた者 事業系ごみ等搬入伝票(様式第1号)

(2) 事業系一般廃棄物を自己搬入する者並びに事業系一般廃棄物の収集及び運搬を業として行う者で後納を認められたもの以外の者 事業系ごみ等搬入申請書(様式第2号)

(3) 市から委託を受け収集した家庭系廃棄物を搬入する者 一般収集ごみ搬入伝票(様式第4号)

(4) 前3号に掲げる者以外の一般廃棄物を搬入する者 一般ごみ搬入申請書(様式第5号)

2 条例第32条の規定により、産業廃棄物の処理を受けようとする者は、あらかじめ市と産業廃棄物の処理について契約を結ばなければならない。

3 条例第32条の規定により、産業廃棄物の処理を受けようとする者(その者から運搬の委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。)は、次に掲げる搬入伝票又は搬入申請書に法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票を添えて提出しなければならない。

(1) 産業廃棄物の処理を受けようとする者のうち第27条第3項の規定により後納を認められた者であって、市内で発生したごみを搬入する市内に事業所を有する者 産業廃棄物搬入伝票(様式第5号の2)

(2) 産業廃棄物の処理を受けようとする者のうち第27条第3項の規定により後納を認められた者であって、前号以外の者 産業廃棄物搬入伝票(様式第5号の3)

(3) 産業廃棄物の処理を受けようとする者のうち後納を認められていない者であって、市内で発生したごみを搬入する市内に事業所を有する者 産業廃棄物搬入申請書(様式第5号の4)

(4) 産業廃棄物の処理を受けようとする者のうち後納を認められていない者であって、前号以外の者 産業廃棄物搬入申請書(様式第5号の5)

- 4 処理施設の管理者は、[第1項](#)及び[前項](#)の規定により搬入伝票又は搬入申請書の提出があった場合は、所属職員に指示して、搬入物の処理の引き受けの適否を審査し、適合者については、搬入についての指示を行うとともに、次に掲げる確認書又は確認伝票を交付するものとする。
- (1) [第1項第1号](#)に規定する者 事業系ごみ等確認伝票([様式第6号](#))
 - (2) [第1項第2号](#)に規定する者 事業系ごみ等搬入確認書([様式第7号](#))
 - (3) [第1項第3号](#)に規定する者 一般収集ごみ確認伝票([様式第9号](#))
 - (4) [前項第1号](#)に規定する者 産業廃棄物確認伝票([様式第9号の2](#))
 - (5) [前項第2号](#)に規定する者 産業廃棄物確認伝票([様式第9号の3](#))
 - (6) [前項第3号](#)に規定する者 産業廃棄物搬入確認書([様式第9号の4](#))
 - (7) [前項第4号](#)に規定する者 産業廃棄物搬入確認書([様式第9号の5](#))
- 5 [第1項各号](#)に定める者であって、常時搬入しようとするものは、[同項第3号](#)に定めるものにあつては常時搬入のため使用する車両の自重について廃棄物搬入車両自重登録・車両登録申請書([様式第10号](#))を、[同号](#)に掲げるもの以外のものにあつては常時搬入のため使用する車両について廃棄物搬入車両自重登録・車両登録申請書を、あらかじめ市長に提出しなければならない。
- 6 市長が[前項](#)の申請を承認した場合は、廃棄物搬入車両自重登録・車両登録承認書([様式第11号](#))を申請者に交付するものとし、[第1項第3号](#)に定めるものについては、搬入量の計量に当たっては、登録承認をした自重によって自重の計量に代えることができる。この場合において、[同号](#)に定めるものである申請者は、計量の際故意に車両の自重を加重するような行為を行ってはならない。
- 7 [前項](#)の規定により自重登録の承認を受けた車両が、その後架装等の変更により登録自重と実自重の間に著しい相違を生じた場合においては、自重登録の承認を受けた者は、速やかに廃棄物搬入車両自重登録申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 8 市民に無償又は著しく低い対価でその使用に供している公共施設等特別の事情があると認められる事業者が、その活動によって生じた一般廃棄物を市の施設に搬入する際、事業系ごみ等の取扱いの適用の除外を受けようとする場合は、あらかじめ市長に事業系ごみ等適用除外申請書([様式第12号](#))を提出し、その承認を受けなければならない。
- 9 市長は、[前項](#)の規定により申請があった場合は、その適格性等について審査し、承認をすることとした場合は、事業系ごみ等取扱適用除外承認書([様式第13号](#))を交付する。
- 10 資源選別施設(以下「選別施設」という。)において資源回収業者が資源化物を搬出する場合は、資源化物搬出伝票([様式第14号](#))を搬出の都度選別施設の管理者に提出し、搬出についての確認を受けなければならない。この場合において、選別施設の管理者は、所属職員に指示して搬出の適否を審査し、適合者には、資源化物搬出確認伝票([様式第15号](#))を交付するものとする。
(し尿の収集申込等)
- 第11条 [条例第20条](#)の規定によりし尿の収集、運搬を受けようとする市民及び事業者は、し尿収集申込書([様式第16号](#))を市長に提出しなければならない。
- 2 [前項](#)の申込事項に異動を生じ、又は収集が不要になったときは、し尿収集異動届([様式第17号](#))を市長に提出し、又はその旨を申し出なければならない。
(処理を指示することができる事業系一般廃棄物の量)
- 第12条 [条例第21条第1項](#)の規定により市長が運搬すべき場所及びその運搬方法を指示することができる事業系一般廃棄物の量は、1日の平均排出量10キログラム若しくは0.125立方メートル以上又は1回の排出量40キログラム若しくは0.512立方メートル以上とする。
(適正処理困難物の指定)
- 第13条 市長は、[条例第23条第1項](#)の規定により適正処理困難物を指定するときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、[条例第23条第1項](#)の規定により適正処理困難物を指定したときは、告示するものとする。
(家庭系廃棄物の排出方法等)
- 第14条 [条例第24条第2項](#)及び[第4項](#)並びに[第25条第2項](#)及び[第3項](#)に定める家庭系廃棄物の排出日時及び排出方法は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 家庭系ごみを排出する場合は、[第9条第1項各号](#)の区分に応じて定められた収集日当日の朝で、かつ、午前8時までに所定の集積場又は場所に持ち出さなければならない。
 - (2) 可燃性のごみ及び不燃性のごみを排出する場合は、有料指定袋を使用しなければならない。ただし、^{せん}剪定枝、枯れ葉及び草については、この限りでない。
 - (3) 資源化物及び廃乾電池・体温計等の排出方法については、市長が別に定める。
 - (4) 特定家庭用機器一般廃棄物の排出方法等については、市長が別に定める。
- 2 [条例第24条第4項](#)の規定による粗大ごみを排出しようとする者は、当該粗大ごみの種類、形状及び量を明らかにして、あらかじめ市長に申込みを行い、指定を受けた排出日及び排出する場所に、飛散、散逸及び転倒等しないように措置するとともに、交通の支障及び災害の誘発にならないように配慮しなければならない。

- 3 市長は、[前項](#)に定める方法により排出されていないと認められるとき、又は当該粗大ごみ処理手数料に相当する券面額の粗大ごみ処理券がちょう付されていないと認められるときは、当該粗大ごみの収集を行わないことができる。
- 4 事業系一般廃棄物を排出する場合は、次に掲げる基準に適合したポリエチレン製袋を使用しなければならない。

- (1) 耐水性があり、丈夫なものであること。
- (2) 顔料を含まないものであること。
- (3) 容量が90リットル以下であること。

(ごみ集積場の設置)

第15条 [条例第24条第3項](#)の規定によりごみ集積場を設置しようとする場合は、あらかじめ市長と協議した後、ごみ集積場設置同意申請書([様式第18号](#))を提出し、市長の同意を得なければならない。ただし、市長の定めるところにより、補助金等交付申請書を提出し、設置する場合は、この限りではない。

- 2 [条例第24条第3項](#)で規定する家庭系廃棄物の集積場のうち、可燃及び不燃性のごみの集積場は、原則として住宅戸数が10戸以上の場合に設置するものとする。ただし、[条例第25条第6項](#)の規定により設置する場合は、この限りでない。

(共同住宅等廃棄物管理責任者の選任)

第16条 [条例第25条第1項](#)に規定する規則で定める共同住宅等は、住宅戸数が8戸以上の共同住宅及び長屋住宅とする。ただし、8戸未満の共同住宅等であっても市長が特に必要と認める場合は、共同住宅等廃棄物管理責任者を選任し、届出をさせることができる。

- 2 共同住宅等の所有者等が共同住宅等廃棄物管理責任者を選任したときは、速やかに共同住宅等廃棄物管理責任者選任(変更)届出書([様式第19号](#))を市長に提出しなければならない。

(共同住宅等のごみ集積場)

第17条 [条例第25条第6項](#)に規定する規則で定める共同住宅等は、住宅戸数が8戸以上の共同住宅及び長屋住宅とする。ただし、[同項](#)に該当する場合であっても、その敷地内にごみ集積場の適地がない場合は、敷地外に設置することができる。

- 2 [前項](#)の共同住宅等を建設しようとする者は、あらかじめ市長と協議した後共同住宅等ごみ集積場設置同意申請書([様式第20号](#))を提出し、市長の同意を得なければならない。

(し尿の収集)

第18条 [第9条第1項第2号](#)のし尿の収集については、おおむね毎月1回、一定期間内に定期的な収集(以下「定期収集」という。)を行うものとする。ただし、連続した休日、災害、道路橋梁等の工事等やむを得ない事情のある場合は、必要最少限度内において繰り上げ又は繰り下げて収集する。

- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、便槽及び使用の実態等により月2回以上経常的に収集を要する状態にある場合においては、市民及び事業者からの申出により、その必要な限度において月2回以上の定期収集とする。
- 3 通常の状態において、便槽及び使用の実態等から継続して2か月を超えて収集が可能な状態であって、市民及び事業者から申出があったときは、不定期収集とし、必要のつど市民及び事業者からの要請により収集する。
- 4 [第1項](#)又は[第2項](#)の定期収集を受けている市民及び事業者が、便槽又は使用の状態等のため定期収集以外に臨時の収集を要する場合は、その要請により臨時に収集する。
- 5 [前2項](#)の不定期又は臨時収集を要する市民及び事業者は、猶予期間をもって収集の要請をするなど計画的定期収集の支障にならないように努めなければならない。
- 6 市民及び事業者は、収集作業の支障となる物の撤去、不在時の収集その他作業の確保に協力するものとする。

(処理施設の受入基準)

第19条 [条例第29条第1項](#)に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内で発生した廃棄物であること。
- (2) [条例第26条第1項各号](#)に定める排出禁止物を除去してあること。
- (3) 可燃性のごみ、不燃性のごみ等適正に分別して、定められた処理施設に搬入するものであること。
- (4) 焼却し、又は埋め立てることが困難な形状、量又は寸法のものでないこと。
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市の処理施設において、設備及び処理の業務に支障を生じさせないものであること。

- 2 [条例第33条第1項](#)に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 市と[第10条第2項](#)の規定による産業廃棄物処理の契約を締結した者が搬入するものであること。
- (2) [次条](#)に規定する産業廃棄物であること。
- (3) 焼却することが困難な形状、量又は寸法のものでないこと。
- (4) 市の処理施設において、設備及び処理の業務に支障を生じさせないものであること。

- 3 [前項](#)に規定するもののほか、市の処理施設における受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(併せ産業廃棄物)

第20条 [条例第32条](#)の規定により市が処理する併せ産業廃棄物は、焼却処理が可能な次に掲げるものとする。ただし、PCBが塗布され、又は染み込んだものを除く。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) 廃プラスチック類
- (5) その他市長が特に認めたもの
(減量計画書)

第21条 条例第35条に規定する規則で定める事業用大規模建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
 - (2) 前号に定めるもののほか、事業の用途に供される部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上の建築物(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用途に供される建築物で、延床面積が8,000平方メートル未満のものを除く。)
- 2 条例第35条の規定による事業系廃棄物の減量に関する計画書は、毎年3月31日以前の1年間における実績に基づき、4月1日以降の1年間における計画を事業系廃棄物減量計画書(様式第21号)により作成し、その年の5月31日までに提出しなければならない。
(事業系廃棄物管理責任者)

第22条 条例第36条に規定する事業系廃棄物管理責任者は、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから選任しなければならない。

- 2 条例第36条に規定する事業系廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、事業系廃棄物管理責任者選任(変更)届出書(様式第22号)により行わなければならない。
(事業系廃棄物等の保管場所の設置)

第23条 条例第37条第2項に規定する規則に定める事業系廃棄物及び再利用の対象となる物の保管場所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管場所は、廃棄物及び再利用の対象となる物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。
 - (2) 保管場所は、廃棄物及び再利用の対象となる物を明確に区分できるものであること。
 - (3) 保管場所は、廃棄物及び再利用の対象となる物を十分に収納できる規模であること。
 - (4) 保管場所は、廃棄物及び再利用の対象となる物が、衛生的に保管できるものであること。
- 2 条例第37条第2項に規定する保管場所の届出は、廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書(様式第23号)により行わなければならない。
(事前協議を要する開発事業)

第24条 条例第41条に規定する規則で定める開発事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 延床面積が3,000平方メートル以上の建築物の建築
- (2) 8戸以上の住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為
(縦覧の期間等)

第24条の2 条例第45条の2第1項の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までは、休日とする。

- 2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
(縦覧の手続)

第24条の3 条例第45条の2第1項の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。
(縦覧者の遵守事項等)

第24条の4 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
 - (2) 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
 - (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。
(意見書の記載事項)

第24条の5 条例第45条の2第2項に規定する意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
(し尿処理手数料の適用区分)

第25条 条例別表第1に規定するし尿処理手数料のうち、一般家庭で従量制によるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 簡易水洗方式のもの
- (2) 便槽を共同して使用するもの

- (3) 塾、集会等により使用人員が定まらないもの
- (4) 便槽の欠陥により常に便槽内に浸水するもの
- (5) 無臭便槽であって水の使用料が著しく多量のもの
- (6) [第18条第3項](#)の不定期収集によるもの及び[同条第4項](#)の臨時の収集
(定額制し尿処理手数料の算定)

第26条 [条例別表第1](#)の定額制のし尿処理手数料のうち、人頭割は当該定期収集を行った日の前日における人員により算定する。ただし、中途において[第11条第2項](#)により人員の減少の届出又は申出があった場合は、その翌月分から新たな人員により算定する。

- 2 長期にわたり世帯の全員が不在となる場合における定額制のし尿処理手数料は、不在となった日の属する月まで、再び居住することとなった場合にあっては、居住することとなった日の属する月から徴収する。
- 3 [第18条第1項](#)により定期収集を月を超えて繰り上げ又は繰り下げて行った場合のし尿処理手数料は、通常月に定期収集を行った場合の定額制料金により算定する。
(粗大ごみの処理手数料)

第26条の2 [条例別表第1の1](#)の表の品目別に規則で定める額は、[別表第1](#)のとおりとする。
(手数料及び費用の徴収方法)

第27条 [条例第46条](#)及び[第47条](#)の規定による一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用(以下「手数料等」という。)の徴収方法は、次に定めるところによる。

- (1) 事業系一般廃棄物処理手数料(し尿に係るものを除く。)及び産業廃棄物処理費用は、そのつど現金徴収し、領収書を交付する。ただし、公共団体等が搬入するとき、又は事業系一般廃棄物(し尿又は浄化槽に係るものを除く。)の収集若しくは運搬を業として行う者が、その処理を委託された事業系ごみを搬入し、又は産業廃棄物の処理を受けようとする者が産業廃棄物を搬入する場合であって、事前に事業系ごみ処理手数料等後納承認申請書([様式第24号](#))を提出したときで、次のアからウまでのすべてに該当するときは、納入通知書により翌月までに納付する方法により徴収することができる。

ア 滞納がないこと。

イ 適正な分別収集ができること。

ウ 処理施設管理者の指示に従った搬入ができること。

- (2) し尿処理手数料は、そのつど現金徴収して領収書を交付し、又は納入通知書兼領収書により徴収する。

- (3) 動物の死体処理手数料は、そのつど現金徴収して領収書を交付し、又は納入通知書により徴収する。

- 2 [前項第1号ただし書](#)の規定による事業系ごみ処理手数料又は産業廃棄物処理費用の後納を申請する者は、連帯保証人を1人立てなければならない。

- 3 [第1項第1号ただし書](#)の規定による事業系ごみ処理手数料又は産業廃棄物処理費用の後納を決定したときは、市長は、事業系ごみ処理手数料等後納承認書([様式第25号](#))を申請者に交付するものとする。

- 4 [第1項第1号](#)の規定による事業系一般廃棄物処理手数料又は産業廃棄物処理費用は、あらかじめ納付することができる。この場合において、市長は、処理券([様式第26号](#)又は[様式第27号](#))を交付するものとする。

- 5 [前項](#)の規定によりあらかじめ納付された事業系ごみ処理手数料又は産業廃棄物処理費用は、納付した日の属する会計年度中に市に処理券を返納した場合は還付する。

(有料指定袋及び粗大ごみ処理券の形式)

第27条の2 [条例第46条の3第1項](#)の規則で定める有料指定袋の形式は、[別表第2](#)のとおりとし、[同条第2項](#)の規則で定める粗大ごみ処理券の形式は、[別表第3](#)のとおりとする。

(指定袋売りさばき人の指定)

第27条の3 [条例第46条の4第2項](#)の規定により有料指定袋売りさばき人(以下「指定袋売りさばき人」という。)の指定を受けようとするものは、岡山市有料指定袋・粗大ごみ処理券売りさばき人指定申請書([様式第27号の2](#))を市長に提出しなければならない。

- 2 [前項](#)の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市区町村が発行する市区町村民税に関する納税証明書
- (2) 直近の財務諸表
- (3) 有料指定袋を売りさばく場所(以下「指定袋販売所」という。)の地図
- (4) 指定袋販売所の外観の写真

- 3 [前項](#)の規定にかかわらず、指定袋売りさばき人の指定を受けようとするものが岡山市町内会名簿に登載されている町内会、御津地域区長会名簿に登載されている地区、区長名簿(灘崎)に記載されている区及び瀬戸町区長会名簿に登載されている区(以下「町内会等」という。)である場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定袋販売所の地図
- (2) 規約の写し

- 4 市長は、[第1項](#)の規定による申請により指定袋売りさばき人を指定したときは、岡山市有料指定袋・粗大ごみ処理券売りさばき人指定通知書([様式第27号の3](#))により、その旨を申請者に通知するものとする。

5 指定袋売りさばき人の指定を受けたものは、指定袋販売所の見やすい位置に所定の標札を掲げなければならない。

(指定袋売りさばき人の指定要件)

第27条の4 指定袋売りさばき人の指定を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 岡山市内において店舗又はこれに類似する施設により、日常の生活に要する物品の販売を業とするもの
- (2) 経営の安定性及び継続性が認められるもの
- (3) 売りさばく店舗又はこれに類似する施設が複数存在する場合は、本部等により業務の取りまとめが可能であるもの
- (4) 防犯設備等により、有料指定袋の保管を確実にできるもの
- (5) 市町村民税を滞納していないもの

2 前項の規定にかかわらず、町内会等その他市民の利便性の向上を図る上で市長が特に必要と認めたものについては、指定袋売りさばき人の指定を受けることができるものとする。

(指定袋売りさばき人の氏名等の変更)

第27条の5 指定袋売りさばき人は、第27条の3第2項に規定する指定通知書の記載事項に変更が生じたときは、岡山市有料指定袋・粗大ごみ処理券売りさばき人変更届出書(様式第27号の4)を市長に提出しなければならない。

(指定袋売りさばき業務の廃止)

第27条の6 指定袋売りさばき人が有料指定袋の売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに岡山市有料指定袋・粗大ごみ処理券売りさばき業務廃止届出書(様式第27号の5)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第27条の7 市長は、指定袋売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 第27条の4第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき(同条第2項の規定により指定を受けたものを除く。)
- (3) 前条の規定により、岡山市有料指定袋・粗大ごみ処理券売りさばき業務廃止届出書が提出されたとき。

2 市長は、前項の規定により指定袋売りさばき人の指定を取り消したときは、岡山市有料指定袋・粗大ごみ処理券売りさばき人指定取消通知書(様式第27号の6)により、その旨を指定袋売りさばき人に通知するものとする。

(有料指定袋の買受け)

第27条の8 指定袋売りさばき人が有料指定袋を買い受けようとするときは、岡山市有料指定袋・粗大ごみ処理券買受申込書(様式第27号の7)を市長に提出するとともに、所定の納付書にて当該納付書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

2 指定袋売りさばき人が前項に規定する期限内に代金を支払わなかったときは、市長はそれ以後指定袋売りさばき人からの買受申込みを拒むことができる。

(有料指定袋の取扱手数料)

第27条の9 市長は、指定袋売りさばき人が買い受けた有料指定袋の代金の100分の8に相当する金額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する率を乗じて得た金額を加えた金額を有料指定袋取扱手数料として、指定袋売りさばき人に交付する。

2 前項の手数は、地方自治法施行令第164条第3号の規定により、売りさばき代金に係る現金から繰り替えて支払うものとする。この場合において、その金額に円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 指定袋売りさばき人が前条の規定に違反した場合は、市長は、第1項に規定する取扱手数料を減額し、又は交付しないこととすることができる。

(有料指定袋の売りさばき)

第27条の10 指定袋売りさばき人は、有料指定袋をその券面額で売りさばくものとし、汚損し、又は破損した有料指定袋を売りさばいてはならない。

(有料指定袋の交換)

第27条の11 指定袋売りさばき人は、その責めに帰することのできない理由によって汚損し、又は破損した場合のみ有料指定袋の交換を請求することができる。この場合、岡山市有料指定袋・粗大ごみ処理券交換請求書(様式第27号の8)に交換しようとする有料指定袋を添えて、市長に提出しなければならない。

(有料指定袋の返還による現金の還付)

第27条の12 指定袋売りさばき人が、条例第46条の4第4項ただし書の規定により現金の還付を受けようとするときは、岡山市有料指定袋・粗大ごみ処理券還付請求書(様式第27号の9)に還付を受けようとする有料指定袋を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、第27条の9第1項の規定により取扱手数料が交付されている時は、当該有料指定袋の券面額からその取扱手数料に相当する額を差し引いた金額を還付するものとする。

(指導及び検査)

第27条の13 市長は、必要があると認めるときは、指定袋売りさばき人の有料指定袋の出納保管及び売りさばき事務について、指導及び検査を行うことができる。

(会計規則の適用)

第27条の14 この規則に定めるもののほか、有料指定袋に関する会計事務については、[岡山市会計規則\(昭和39年市規則第6号\)](#)に定めるところによる。

(準用)

第27条の15 [第27条の3](#)から[前条](#)までの規定は、粗大ごみ処理券の売りさばきについて準用する。この場合において、[次の表](#)の左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

左欄	右欄
条例第46条の4第1項	条例第46条の5第1項
有料指定袋	粗大ごみ処理券
指定袋売りさばき人	処理券売りさばき人
条例第46条の4第4項	条例第46条の5第4項

(一般廃棄物処理手数料等の減免)

第28条 [条例第48条](#)の規定により手数料等を減額することができる者又は免除することができる者若しくは世帯及びその額の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 減額できる者

ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づいて社会福祉事業を経営している者

イ その他市長において特に必要があると認められた者

(2) 減額できる者([条例別表第1](#)第2項第2号の手数料であって仮設便所に係るものに限る。)

ア 市及び市と事業を共催する者

イ 市が後援する事業又は営利を目的としない事業のうち、市長が適当と認める事業を行う者

(3) 免除できる者又は世帯(可燃性のごみ及び不燃性のごみに限る。)及びその額

ア 身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A又は精神障害者福祉手帳1級を所持する者 日常生活で生じる可燃性のごみ及び不燃性のごみの排出に係る手数料に相当する額として市長が別に定める額

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている世帯 日常生活で生じる可燃性のごみ及び不燃性のごみの排出に係る手数料に相当する額として市長が別に定める額

ウ 収入が生活保護基準に準ずるものとして市長が定めた額に100分の105を乗じて得た額以下である世帯 日常生活で生じる可燃性のごみ及び不燃性のごみの排出に係る手数料に相当する額として市長が別に定める額

エ 満2歳に達するまでの乳幼児を養育する者 紙おむつの排出に係る手数料に相当する額として市長が別に定める額

オ 岡山市障害者日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年市告示第1053号)により紙おむつを支給されている者 紙おむつの排出に係る手数料に相当する額として市長が別に定める額

カ 介護保険法(平成9年法律第123号)で規定する要介護度3に該当し紙おむつを使用する者であって在宅のもの又は要介護度4若しくは5に該当する者であって在宅のもの 紙おむつの排出に係る手数料に相当する額として市長が別に定める額

キ 天災等による災害を受けた者 災害に起因する可燃性のごみ及び不燃性のごみの排出に係るものに相当する額

ク その他市長において特に必要があると認められた者 市長が別に定める額

(4) 免除できる者又は世帯(可燃性のごみ及び不燃性のごみを除く。)

ア 生活保護法による生活扶助を受けている世帯

イ 天災等による災害を受けた者

ウ その他市長において特に必要があると認められた者

2 [前項第3号](#)に規定する手数料の免除を受けようとする者又は世帯が[同号ア](#)、[イ](#)及び[ウ](#)に掲げる各要件のうち複数の要件に該当する場合は、当該免除を受けようとする者又は世帯の世帯主の選択によりいずれか一の要件による免除のみを行うものとする。[同項](#)の規定による手数料の免除を受けようとする者が[同号エ](#)、[オ](#)及び[カ](#)に掲げる各要件のうち複数の要件に該当する場合も同様とする。

3 [第1項](#)に規定する手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料等減額・免除申請書([様式第28号](#))を市長に提出しなければならない。ただし、災害の場合は、この限りでない。

4 市長が[前項](#)の申請を承認した場合は、一般廃棄物処理手数料等減額承認書([様式第29号](#))又は一般廃棄物処理手数料等免除承認書([様式第30号](#))を申請者に交付する。

5 [第1項第1号ア](#)に掲げる者に係る手数料等の減額及び[同項第4号ア](#)に掲げる者に係る手数料等の免除にあつては、し尿処理手数料を除く手数料等に限り、減額又は免除の対象とするものとする。

6 [第1項第1号](#)及び[第2号](#)に該当する者の減額の割合は、5割とする。ただし、[条例別表第1](#)の各料金に本文の割合を乗じて得た額に10円未満の端数を生じる場合は、これを10円に切り上げて算定する。

7 市長が特に必要と認める者については、[条例別表第1](#)のし尿処理手数料の特別料金のうち、加算料の全額を免除することができる。

8 [第3項](#)から[第6項](#)までの規定にかかわらず、可燃性のごみ、不燃性のごみ及び粗大ごみに係る処理手数料の免除に関する手続等については、市長が別に定める。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請)

第29条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物の収集運搬業又は処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者又は当該許可の更新を受けようとする者(以下「処理業許可申請者」という。)は、一般廃棄物処理業(更新)許可申請書([様式第31号](#)。以下「申請書」という。)に、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、浄化槽清掃業許可申請書([様式第32号](#)。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 処理業許可申請者及び清掃業許可申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

(2) 処理業許可申請者及び清掃業許可申請者が個人である場合には、その住民票抄本

(3) 清掃業許可申請者(成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。)にあつては、浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した誓約書([様式第33号](#))

(4) 清掃業許可申請者にあつては、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条第4号に該当する旨を記載した書類

(5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可申請)

第30条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書([様式第34号](#))に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可の更新期間)

第30条の2 浄化槽法第35条第2項の規定による浄化槽清掃業の許可の更新期間は2年とする。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可の基準)

第31条 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可の基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号(法第7条の2第2項により準用する場合を含む。)及び浄化槽法第36条の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 処理業許可申請者及び清掃業許可申請者が法人である場合には、その事務所又は営業所が本市内にあること。

(2) 処理業許可申請者及び清掃業許可申請者が個人である場合には、その住所が本市内にあること。

(3) 処理業許可申請者及び清掃業許可申請者が自ら業務を実施すること。

(4) 清掃業許可申請者にあつては、環境省関係浄化槽法施行規則第11条に規定する浄化槽清掃業の許可の技術上の基準に適合するために必要な人員、器材等を有し、かつ、業務を適確に遂行できる能力を有すること。

2 [前項](#)に定めるもののほか、許可の基準に関し必要な事項は市長が定める。

(許可証の交付等)

第32条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項の規定により許可し、若しくは法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更を許可したとき、又は浄化槽法第35条の規定により許可したときは、一般廃棄物処理業許可証([様式第35号](#)。以下「許可証」という。)又は浄化槽清掃業許可証([様式第36号](#)。以下「許可証」という。)を申請者に交付するものとする。

2 [前項](#)の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の再交付)

第33条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「処理業者」という。)及び浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「清掃業者」という。)が許可証を紛失し、又はき損したときは、その事由を付し、速やかに許可証再交付申請書([様式第37号](#))を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、申請がき損に係るものであるときは、その許可証を添付しなければならない。

(変更の届出)

第34条 法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、処理業者は変更の日から10日以内に、清掃業者は変更の日から30日以内に、関係書類を添付して許可申請事項変更届出書([様式第38号](#)。ただし、し尿及び浄化槽汚泥に係る処理業者又は清掃業者については[様式第38号の2](#))により行わなければならない。

(従業者証の交付等)

第35条 処理業者及び清掃業者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分並びに浄化槽の清掃に従事する者(以下「従業者」という。)の住所、氏名及び生年月日を市長に届け出て、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業従業者証([様式第39号](#)。以下「従業者証」という。)の交付を受け、従業者にその業務に従事させるときは、常に当該従業者証を携行させなければならない。

2 従業者は関係人の請求があるときは、[前項](#)の従業者証を提示しなければならない。

3 従業者証は他人に貸与し、又は譲渡ししてはならない。

4 従業者証を紛失し、若しくはき損し、又は記載事項に変更を生じた者があるときは、処理業者及び清掃業者は、直ちにその事由を付し、市長に届け出て従業者証の再交付を受けなければならない。この場合において、届出がき損又は記載事項の変更に係るものであるときは、その従業者証を添付しなければならない。

(許可の取消し等)

第36条 市長は、法第7条の3、第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定により、一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときには、許可取消通知書(様式第40号)又は事業停止命令書(様式第41号)により行うものとする。

(事業の廃止等)

第37条 処理業者及び清掃業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは廃止した日から処理業者は10日以内に、清掃業者は30日以内に一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業廃止届出書(様式第42号)を市長に提出しなければならない。

(許可証及び従業者証の返納)

第38条 処理業者及び清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証又は従業者証を直ちに市長に返納しなければならない。

(1) 許可証又は従業者証の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 事業の廃止、合併、解散、死亡又は退職したとき。

(4) 許可証又は従業者証の再交付を受けた者が、紛失した許可証又は従業者証を回復するに至ったとき。

2 処理業者及び清掃業者が、その事業を行うことを停止されたときは、その期間中許可証及び従業者証を市長に返納しなければならない。

3 処理業者が第30条の規定による事業の範囲の変更を行うに伴う許可証の交付を受けるときは、変更前の許可証を市長に返納しなければならない。

(処理業者及び清掃業者の報告)

第39条 処理業者及び清掃業者は、毎月5日までに前月の一般廃棄物の収集、運搬及び処分並びに浄化槽の清掃状況について、一般廃棄物処理状況報告書(し尿の収集及び運搬並びに浄化槽の清掃の状況については、様式第43号。ごみの収集及び運搬の状況については、様式第44号。ごみの処分の状況については、様式第44号の2)を市長に提出しなければならない。

(処理業者、清掃業者及び従業者の遵守事項)

第40条 処理業者、清掃業者及び従業者は、法令、条例及びこの規則に定めるもののほか、市長が指示した事項を遵守しなければならない。

(身分を示す証明書)

第41条 条例第51条第2項に規定する証明書の様式は、様式第45号又は様式第45号の2のとおりとする。

(確認書)

第42条 条例第29条第3項に規定する確認書の様式は、様式第46号のとおりとする。

(勧告書)

第43条 条例第27条、第29条第4項、第38条及び第45条の規定による勧告は、勧告書(様式第47号)により行うものとする。

(命令書)

第44条 条例第21条の2第2項、第27条の2第1項及び第2項、第29条第5項並びに第33条の規定による命令は、命令書(様式第48号)により行うものとする。

(過料)

第45条 条例第53条の規定により過料の処分をしようとするときは、その相手方に対し、告知・弁明書(様式第49号)により、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

2 条例第53条の規定による過料の処分は、その相手方に対し、過料処分通知書(様式第50号)を交付して行うものとする。

3 条例第53条の規定による過料の処分により賦課される過料の納期限は、当該処分の日属する月の翌月の末日とする。

附 則

1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。ただし、第21条から第23条までの規定は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 御津町及び灘崎町の編入の日前に編入前の御津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和54年御津町規則第5号)第5条により交付された許可証及び編入前の灘崎町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年灘崎町規則第1号)第4条により交付された営業許可書は、第32条の規定により交付された許可証とみなす。

4 建部町及び瀬戸町の編入の日前に編入前の建部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成16年建部町規則第9号)第28条により交付された許可証及び編入前の瀬戸町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則(平成13年瀬戸町規則第31号)第9条により交付された許可証は、第32条の規定により交付された許可証とみなす。

附 則(平成9年市規則第3号)

この規則は、平成9年2月1日から施行する。

附 則(平成10年市規則第10号)

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則(平成10年市規則第13号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年市規則第119号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年市規則第46号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年市規則第187号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成12年市規則第199号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年市規則第36号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年市規則第28号)

この規則は、平成14年4月1日から施行し、別表の粗大ごみ処理手数料は、同日以後に収集の申し込みがあった粗大ごみから適用する。

附 則(平成15年市規則第176号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年市規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年市規則第91号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条の次に1条を加える改正規定は、平成17年7月1日から、第10条第1項、様式第3号、様式第8号及び様式第44号の改正規定並びに次項の規定は、平成17年4月1日から、附則に1項を加える改正規定及び別表第2の改正規定は、平成17年3月22日から施行する。

2 改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の様式第3号及び様式第8号による用紙でこの規則の施行の際現に保有するものは、当分の間、これらをそれぞれ改正後の様式第4号及び様式第9号による用紙として使用することができる。

附 則(平成17年市規則第473号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の第28条第4項の規定は、平成18年4月1日以後の収集分から適用する。

附 則(平成18年市規則第33号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に収集の申込みのあった粗大ごみ処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年市規則第307号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成19年1月22日から施行する。

附 則(平成20年市規則第160号)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第9条の改正規定は平成20年12月1日から、次項及び附則第3項の規定は平成21年2月1日から施行する。

2 旧御津町の区域における家庭系廃棄物(可燃性のごみ及び不燃性のごみを除く。)を排出する場合の排出日時及び排出方法は、改正後の第14条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3 旧瀬戸町の区域における家庭系廃棄物(可燃性のごみ、不燃性のごみ及び粗大ごみを除く。)を排出する場合の排出日時及び排出方法は、改正後の第14条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に改正前の第27条の3第1項に規定する申請により指定を受けた処理券売りさばき人は、施行日に改正後の第27条の15において準用する第27条の3第1項に規定する申請によりその指定を受けたものとみなす。

附 則(平成21年市規則第60号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年市規則第104号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年市規則第170号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の第15条第2項、第16条、第17条及び第24条の規定は、施行日以後に提出する開発行為許可申請又は建築物の確認申請から適用する。
附 則(平成21年市規則第197号)
この規則は、平成22年2月1日から施行する。
附 則(平成22年市規則第109号)
- 1 この規則は、平成22年7月15日から施行する。
- 2 市は、この規則による改正後の第14条第1項第2号の規定について、この規則の施行の日後1年を目途として、この規則の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。
附 則(平成24年市規則第22号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成26年市規則第168号)
この規則は、平成26年10月1日から施行する。
附 則(平成29年市規則第105号)
- 1 この規則は、平成29年5月8日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第10条第6項の規定によりされている登録は、改正後の第10条第6項の規定によりされた登録とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の第10条第5項の規定によりされている登録の申請は、改正後の第10条第5項の規定によりされた登録の申請とみなす。
附 則(平成31年市規則第58号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
附 則(令和2年市規則第32号)
(施行期日)
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別表第2の有料指定袋で、現に残存しているものは、当分の間、使用することができる。
附 則(令和3年市規則第18号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
附 則(令和4年市規則第4号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。
附 則(令和4年市規則第25号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第26条の2関係)

粗大ごみ処理手数料

分類	品目名	金額(円)	備考
家具・建具・寝具類	アコーディオンカーテン	500	レールがあわせて排出される場合は、一組のものとして金額欄の額を適用する。
	いす(応接用いす以外のもの)	200	
	応接用いす(1人掛け用のもの)	500	
	応接用いす(2人掛け用以上のもの)	1,000	
	カーペット	200	じゅうたんを含む。
	傘立て	200	
	カラーボックス	200	
	鏡台	500	
	げた箱(最も長い辺の長さが60センチメートル以下のもの)	200	
	げた箱(最も長い辺の長さが60センチメートルを超えるもの)	500	
	サイドボード(最も長い辺の長さが120センチメートル以下のもの)	1,000	
	サイドボード(最も長い辺の長さが120センチメートルを超えるもの)	1,500	
	座いす	200	

	座卓(座敷机)	500	
	座布団(最も長い辺の長さが60センチメートルを超えるもの)	200	5枚までごとに金額欄の額を適用する。
	障子戸	200	
	食器棚(最も長い辺の長さが120センチメートル以下のもの)	1,000	
	食器棚(最も長い辺の長さが120センチメートルを超えるもの)	1,500	
	スプリング入りベッドマットレス	2,500	
	たんす(最も長い辺の長さが120センチメートル以下のもの)	1,000	
	たんす(最も長い辺の長さが120センチメートルを超えるもの)	1,500	
	机(両袖のもの)	1,500	
	机(両袖以外のもの)	1,000	
	テーブル(最も長い辺の長さが90センチメートル以下のもの)	500	
	テーブル(最も長い辺の長さが90センチメートルを超えるもの)	1,000	
	戸棚(最も長い辺の長さが60センチメートル以下のもの)	200	ラック類を含む。 分解されたものを含む。
	戸棚(最も長い辺の長さが60センチメートルを超え120センチメートル以下のもの)	500	ラック類を含む。 分解されたものを含む。
	戸棚(最も長い辺の長さが120センチメートルを超えるもの)	1,000	ラック類を含む。 分解されたものを含む。
	ふすま	200	
	布団(かけ布団, 敷布団)・電気毛布(毛布を除く。)	200	2枚までごとに金額欄の額を適用する。
	ブラインド	200	
	ベッド(介護用以外のもの)	1,000	マットレスを除く。ソファベッドを含む。
	ベッド(介護用のもの)	1,500	マットレスを除く。
	ベビーベッド	500	マットレスを除く。
	本棚(最も長い辺の長さが120センチメートル以下のもの)	1,000	
	本棚(最も長い辺の長さが120センチメートルを超えるもの)	1,500	
	ボンボンベッド	500	
	マットレス	200	スプリング入りマットレスを除く。
	洋服かけ	200	パイプハンガー, コートハンガーを含む。
	ロッカー(最も長い辺の長さが120センチメートル以下のもの)	1,000	
	ロッカー(最も長い辺の長さが120センチメートルを超えるもの)	1,500	
	ワゴン(最も長い辺の長さが60センチメートル以下のもの)	200	
	ワゴン(最も長い辺の長さが60センチメートルを超えるもの)	500	
	ラブチェアー	500	
	その他の建具類	500	
電気・ガス・石油器具類	編物機	500	
	ウインドウファン(特定家庭用機器一般廃棄物に該当するものを除く。)	1,000	

オイルヒーター	500	
オーブンレンジ	500	
加湿器	200	
ガスストーブ	200	
ガステーブル(1口コンロ以外のもの)	200	
ガス湯沸し器	200	
カセットデッキ	200	
草刈り機	500	
クッキングヒーター	500	
こたつ(家具調以外のもの)	200	こたつ板があわせて排出される場合は、一組のものとして金額欄の額を適用する。
こたつ(家具調のもの)	500	こたつ板があわせて排出される場合は、一組のものとして金額欄の額を適用する。
こたつ板	200	
CDプレーヤー	200	
照明器具	200	
芝刈り機	500	
除湿器	200	
食器洗い乾燥機	500	
食器乾燥機	200	
炊飯器(5合炊き以上のもの)	200	
ステレオアンプ	200	
ステレオセット	1,000	
スピーカー	500	2個までごとに金額欄の額を適用する。
ズボンプレス(パンツプレス)	200	
石油ストーブ	200	
石油ファンヒーター	200	
扇風機	200	
掃除機	200	
卓上ミシン	200	
電気ストーブ	200	
DVDプレーヤー	200	
電子レンジ	500	
パーソナルコンピュータ(ノート型以外のもの)本体及びディスプレイ	500	パーソナルコンピュータ本体とディスプレイがあわせて排出される場合は、一組のものとして金額欄の額を適用する。入力用キーボードがあわせて排出される場合も同様とする。
パーソナルコンピュータ用プリンタ	200	
ビデオデッキ	200	
布団乾燥機	200	
ホットカーペット	200	
ホットプレート	200	グリル鍋を含む。
ミシン(卓上ミシン以外のもの)	1,000	
ミニコンポセット	500	
餅つき機	200	
ラジオカセット	200	CDラジオカセットを含む。

	ワードプロセッサ(ノート型以外のもの)	200	
趣味・レジャー用品・遊具類	一輪車	200	
	オルガン	1,500	
	楽器類(オルガン, キーボード以外のもの)	200	
	カラオケセット	1,500	
	キーボード	1,000	
	キャディーバッグ	200	
	クーラーボックス	200	
	こども用三輪車	200	
	こども用遊具(最も長い辺の長さが90センチメートル以下のもの)	200	
	こども用遊具(最も長い辺の長さが90センチメートルを超えるもの)	500	
	ゴルフクラブ	200	14本までごとに金額欄の額を適用する。
	サーフボード	500	
	室内用すべり台	200	
	ブランコ(プラスチック製以外のもの)	1,000	
	水槽(最も長い辺の長さが90センチメートル以下のもの)	200	
	水槽(最も長い辺の長さが90センチメートルを超えるもの)	500	
	スキー板及びストック	200	スキー板2枚又はストック2本までごとに金額欄の額を適用する。ただし、スキー板及びストックがあわせて排出される場合は、スキー板2枚まで及びストック2本までを一組として金額欄の額を適用する。
	バーベキューセット	200	
	ピクニックテーブル	200	
	その他の生活用具類	アイロン台	200
衣装箱		200	
運搬用一輪車(ねこ車)		500	
大型バッグ		200	スーツケースを含む。
カーテンレール		200	4本までごとに金額欄の額を適用する。
脚立(1.5メートル以下のもの)		200	
脚立(1.5メートルを超えるもの)		500	
健康器具		500	
ござ		200	
米びつ		500	
室内用洗濯物干し		200	
自転車(16インチを超えるもの)		500	
自転車(16インチ以下のもの)		200	
収納ケース		200	
すのこ板		200	
洗面台(最も長い辺の長さが120センチメートル以下のもの)		500	
洗面台(最も長い辺の長さが120センチメートルを超えるもの)		1,000	

	畳	500	
	たらい	200	
	調理台(最も長い辺の長さが90センチメートル以下のもの)	500	
	調理台(最も長い辺の長さが90センチメートルを超えるもの)	1,000	
	チャイルドシート	200	
	貯米器(ブリキ製のもの)	1,000	
	テレビアンテナ(屋外用のもの)	500	BS, CSアンテナを含む。
	流し台(最も長い辺の長さが90センチメートル以下のもの)	500	
	流し台(最も長い辺の長さが90センチメートルを超えるもの)	1,000	
	波板(金属又はプラスチック製のもの)	200	5枚までごとに金額欄の額を適用する。
	ファンシーケース	200	
	風呂ぶた	200	
	ペット用のかご又は小屋(最も長い辺の長さが90センチメートル以下のもの)	500	
	ペット用のかご又は小屋(最も長い辺の長さが90センチメートルを超え150センチメートル以下のもの)	1,000	
	ペット用のかご又は小屋(最も長い辺の長さが150センチメートルを超えるもの)	2,500	分解されたものに限る。
	ベビーカー	200	
	ベビーバス	200	
	便座	200	
	ポリタンク	200	
	ポリバケツ	200	
	マッサージ機(いす型のもの)	1,500	
	マッサージ機(いす型以外のもの)	500	
	物置(最も長い辺の長さが120センチメートルを超えるもの)	2,500	分解されたものに限る。
	物干し竿	200	2本までごとに金額欄の額を適用する。
	物干し台	200	
	よしず	200	
	浴槽	1,500	
	レンジ台(最も長い辺の長さが90センチメートル以下のもの)	500	
	レンジ台(最も長い辺の長さが90センチメートルを超えるもの)	1,000	
特定家庭用機器一般廃棄物	テレビ(ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式)	2,500	
	冷蔵庫及び冷凍庫	2,500	
	洗濯機及び衣類乾燥機	2,500	
	エアコンディショナー	2,500	
その他の品目	最も長い辺の長さが60センチメートル以下のもの	200	
	最も長い辺の長さが60センチメートルを超え120センチメートル以下のもの	500	

最も長い辺の長さが120センチメートルを超えるのもの	1,000	
その他の特殊なもの	2,500	

備考

- 1 この表の規定にかかわらず，市長が指定する施設に排出者が直接搬入した粗大ごみ(特定家庭用機器一般廃棄物を除く。)に係る処理手数料は，無料とする。
- 2 この表に規定する手数料の額は，備考欄に特に規定するものを除き，それぞれの品目1個当たりの金額とする。
- 3 この表に規定する最も長い辺は，縦，横，高さ又は径のうち最も長いものをいう。

別表第2(第27条の2関係)

有料指定袋の形式

(1) 有料指定袋の寸法	大 全長850mm 幅450mm
	中 全長760mm 幅380mm
	小 全長690mm 幅320mm
	特小 全長560mm 幅250mm
	超特小 全長440mm 幅200mm
(2) 有料指定袋の色	黄色 半透明

大

指 定 袋
証 50円
章 岡山市

岡山市有料指定袋

可燃ごみ・不燃ごみ

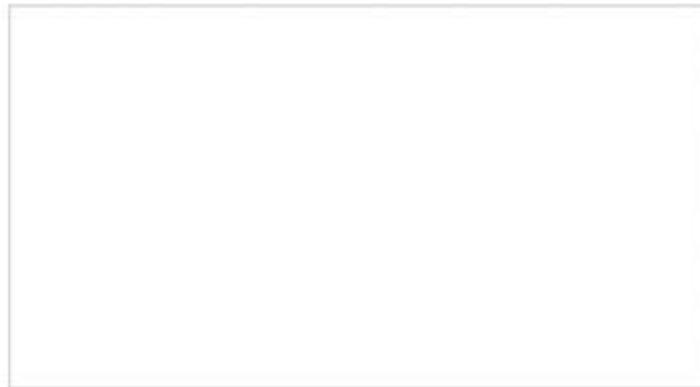
45ℓ

Burnable garbage Non-Burnable garbage

가연성 쓰레기 불연성 쓰레기

可燃垃圾 不可燃垃圾

- ごみは、収集日の朝、決められた場所に決められた時間までに出しましょう。
- 指定袋以外のごみは収集しません。





指 定 袋
証 紙
30 円
章 岡 山 市

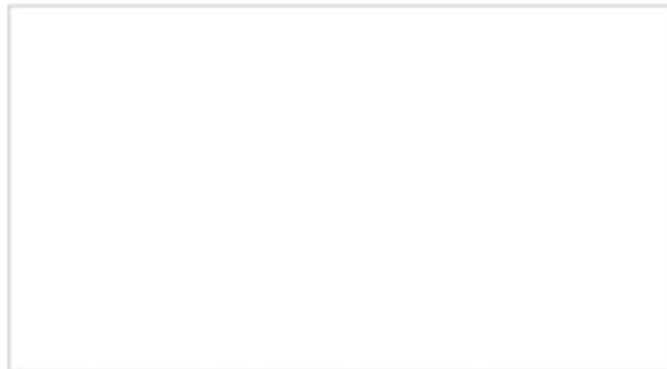
岡山市有料指定袋

可燃ごみ・不燃ごみ

30ℓ

Burnable garbage Non-Burnable garbage
가연성 쓰레기 불연성 쓰레기
可燃垃圾 不可燃垃圾

- ごみは、収集日の朝、決められた場所に決められた時間までに出しましょう。
- 指定袋以外のごみは収集しません。



小

指 定 袋 紙
20 円
※岡山市

岡山市有料指定袋

可燃ごみ・不燃ごみ

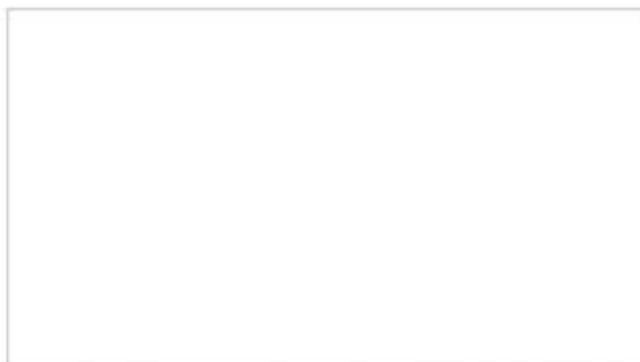
20ℓ

Burnable garbage Non-Burnable garbage

가연성 쓰레기 불연성 쓰레기

可燃垃圾 不可燃垃圾

- ごみは、収集日の朝、決められた場所に決められた時間までに出しましょう。
- 指定袋以外のごみは収集しません。



特小

指定袋紙
10円
章岡山市

岡山市有料指定袋

可燃ごみ・不燃ごみ

10円

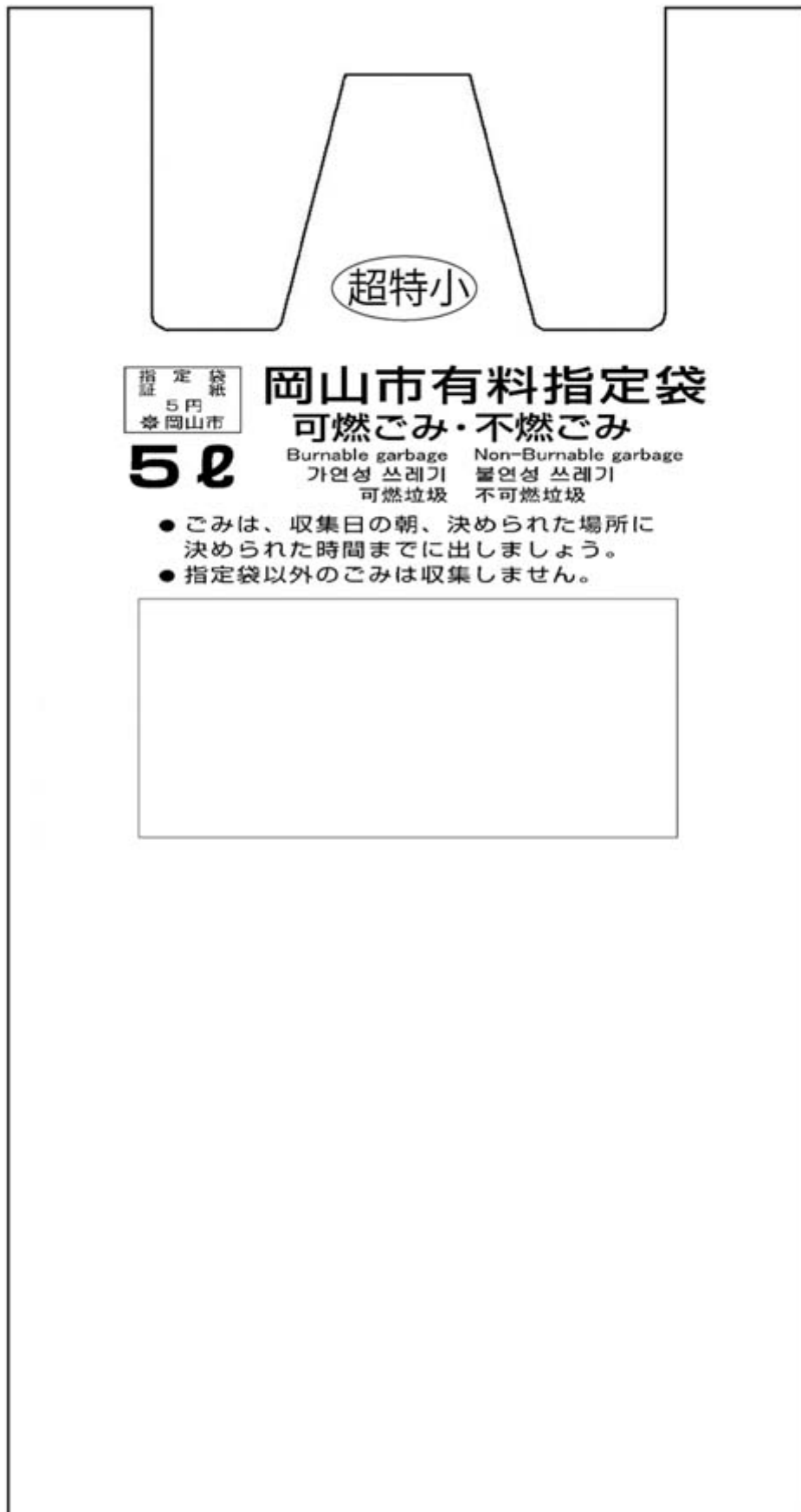
Burnable garbage Non-Burnable garbage

가연성 쓰레기 불연성 쓰레기

可燃垃圾 不可燃垃圾

- ごみは、収集日の朝、決められた場所に決められた時間までに出しましょう。
- 指定袋以外のごみは収集しません。





別表第3(第27条の2関係)
証紙の形式

(1) 証紙の寸法	縦105mm 横160mm
(2) 証紙の色	200円券 青色
	300円券 赤色
	500円券 紫色

1000円券 緑色

1500円券 オレンジ色

岡山市粗大ごみ処理券

200



収集日 月 日 AH —
受付番号又は氏名を記入してください

←ここからはがしてください。※この粗大ごみ処理券の払い戻し、再発行はいたしません。

岡山市粗大ごみ処理券

500



収集日 月 日 BH —
受付番号又は氏名を記入してください

←ここからはがしてください。※この粗大ごみ処理券の払い戻し、再発行はいたしません。

岡山市粗大ごみ処理券

1000



収集日 月 日 CH —
受付番号又は氏名を記入してください

←ここからはがしてください。※この粗大ごみ処理券の払い戻し、再発行はいたしません。

岡山市粗大ごみ処理券

1500



収集日 月 日 DH —
受付番号又は氏名を記入してください

←ここからはがしてください。※この粗大ごみ処理券の払い戻し、再発行はいたしません。

様式第1号(第10条関係)

様式第1号(第10条関係)

事業系ごみ等搬入伝票
(後納者用)

岡山市 保存用

一般廃棄物許可業者用
事業者自己搬入用

年 月 日		時 分	
総重量	kg	到着No.	
自重	kg	車両番号	
搬入量	kg	コード	
処理手数料額	円	回数	
注・10kgまでごとに 円(消費税及び地方消費税を含む。)			
納期限 翌月末日まで			
搬入施設	焼却		
	不燃		
	粗大		
使用車両	許可番号 D-		
(ごみ質)	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	<input type="checkbox"/> 不燃ごみ	
	<input type="checkbox"/> 粗大ごみ	<input type="checkbox"/> その他()	
排出者			
搬入者(業者名)			
印			
住所			
確認印			

注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。

・排出者欄は必ずすべての排出者を記入してください。

様式第2号(第10条関係)

様式第2号 (第10条関係)

事業系ごみ等搬入申請書

岡山市
保存用

一般廃棄物許可業者用

事業者自己搬入用

年 月 日		時 分	
総重量	kg	到着No.	
自重	kg	車両番号	
搬入量	kg	コード	
処理手数料額	円	回数	
注・10kgまでごとに 円 (消費税及び地方消費税を含む。)			
搬入施設	焼却		
	不燃		
	粗大		
(ごみ質)	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	<input type="checkbox"/> 不燃ごみ	
	<input type="checkbox"/> 粗大ごみ	<input type="checkbox"/> その他 ()	
排出者			
搬入者 (業者名)			
住所			
連絡先 (TEL)			
確認印			



注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。

様式第3号 削除

[様式第4号\(第10条関係\)](#)

様式第4号 (第10条関係)

一般収集ごみ搬入伝票

岡山市
保存用

(委託用)

年 月 日				時 分				
総重量	kg			到着No.				
自重	kg			車両番号				
搬入量	kg			コード				
				回数				
搬入施設	焼却							
	不燃							
	粗大							
	資源							
使用車両	委託 —							
(ごみ質)	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	<input type="checkbox"/> 不燃ごみ						
	<input type="checkbox"/> 粗大ごみ	<input type="checkbox"/> 不法投棄ごみ	<input type="checkbox"/> 資源化物					
	<input type="checkbox"/> その他 ()							
取 集 場 所								
町名								
搬入者(業者名)								
住所								
確認印								

注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。

[様式第5号\(第10条関係\)](#)

様式第5号（第10条関係）

一般ごみ搬入申請書

岡山市
保存用

一般家庭用

自己搬入用

年 月 日		時 分	
総重量	kg	到着 No.	
自重	kg	車両番号	
搬入量	kg	コード	
		回数	
搬入施設	焼却		
	不燃		
	粗大		
(ごみ質)	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	<input type="checkbox"/> 不燃ごみ	
	<input type="checkbox"/> 粗大ごみ	<input type="checkbox"/> その他 ()	
排出者 住所 連絡先 (TEL)			
搬入者 住所 連絡先 (TEL)			
確認印			

注・太枠欄のみ、記入してください。

- ・事業活動に伴って生じたごみについては、処分手数料が必要です。この場合は、別の事業系ごみ等搬入申請書をご使用ください。

様式第5号の2 (第10条関係)

様式第5号の3(第10条関係)

様式第5号の3 (第10条関係)

産業廃棄物搬入伝票
(後納者 その他ごみ用)

岡山市 保存用

産業廃棄物許可業者用
事業者自己搬入用

年 月 日		時 分	
総重量	kg	到着 No.	
自重	kg	車両番号	
搬入量	kg	コード	
処理費用額	円	回数	
注・10kgまでごとに 円 (消費税及び地方消費税を含む。)			
納期限 翌月末日まで			
搬入施設	焼却		
排出者 住所			印
搬入者 (業者名) 住所			印
確認印			

注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。

[様式第5号の4\(第10条関係\)](#)

様式第5号の4 (第10条関係)

産業廃棄物搬入申請書

(市内ごみ用)

岡山市
保存用

産業廃棄物許可業者用

事業者自己搬入用

年 月 日		時 分	
総重量	kg	到着 No.	
自重	kg	車両番号	
搬入量	kg	コード	
処理費用額	円	回数	
注・10kgまでごとに 円(消費税及び地方消費税を含む。)			
搬入施設	焼却		
排出者			
住所			
搬入者(業者名)			
住所			
連絡先(TEL)			
確認印			



注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。

様式第5号の5（第10条関係）

産業廃棄物搬入申請書

（その他ごみ用）

岡山市
保存用

産業廃棄物許可業者用

事業者自己搬入用

年 月 日		時 分	
総重量	kg	到着No.	
自重	kg	車両番号	
搬入量	kg	コード	
処理費用額	円	回数	
注・10kgまでごとに 円（消費税及び地方消費税を含む。）			
搬入施設	焼却		
排出者			
住所			
搬入者（業者名）			
住所			
連絡先（TEL）			
確認印			



注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。

様式第6号(第10条関係)

様式第6号(第10条関係)

事業系ごみ等確認伝票

(後納者用)

搬入者
保存用

一般廃棄物許可業者用

事業者自己搬入用

年 月 日		時 分	
総重量	kg	到着 No.	
自重	kg	車両番号	
搬入量	kg	コード	
処理手数料額	円	回数	
注・10kgまでごとに 円(消費税及び地方消費税を含む。)			
納期限 翌月末日まで			
搬入施設	焼却		
	不燃		
	粗大		
使用車両	許可番号 D-		
(ごみ質)	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	<input type="checkbox"/> 不燃ごみ	
	<input type="checkbox"/> 粗大ごみ	<input type="checkbox"/> その他 ()	
排出者			
搬入者(業者名)			
住所			
確認印			

注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。

・排出者欄は必ずすべての排出者を記入してください。

[様式第7号\(第10条関係\)](#)

様式第7号（第10条関係）

事業系ごみ等搬入確認書

搬入者
保存用

一般廃棄物許可業者用

事業者自己搬入用

年	月	日	時	分
総重量	kg		到着No.	
自重	kg		車両番号	
搬入量	kg		コード	
処理手数料額	円		回数	

注・10kgまでごとに 円（消費税及び地方消費税を含む。）

搬入施設	焼却	
	不燃	
	粗大	
(ごみ質)	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	<input type="checkbox"/> 不燃ごみ
	<input type="checkbox"/> 粗大ごみ	<input type="checkbox"/> その他（ ）
排出者		
搬入者（業者名）		
住所		
連絡先（TEL）		

確認印	
-----	--

ごみ処理手数料等

領収書

上記の金額を領収しました。

岡山市出納員

〈領収印なき領収書は無効〉



注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。

様式第8号 削除

[様式第9号\(第10条関係\)](#)

様式第9号 (第10条関係)

一般収集ごみ確認伝票

搬入者
保存用

(委託用)

年 月 日			時 分		
総重量	kg	到着No.			
自重	kg	車両番号			
搬入量	kg	コード			
		回数			
搬入施設	焼却				
	不燃				
	粗大				
	資源				
使用車両	委託 —				
(ごみ質)	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	<input type="checkbox"/> 不燃ごみ			
	<input type="checkbox"/> 粗大ごみ	<input type="checkbox"/> 不法投棄ごみ	<input type="checkbox"/> 資源化物		
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
取 集 場 所					
町名					
搬入者 (業者名)					
住所					
確認印					

注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。

様式第9号の2 (第10条関係)

産業廃棄物確認伝票
(後納者 市内ごみ用)

搬入者
保存用

産業廃棄物許可業者用
事業者自己搬入用

年 月 日		時 分	
総重量	kg	到着 No.	
自重	kg	車両番号	
搬入量	kg	コード	
処理費用額	円	回数	
注・10kgまでごとに 円 (消費税及び地方消費税を含む。)			
納期限 翌月末日まで			
搬入施設	焼却		
排出者			
住所			
搬入者 (業者名)			
住所			
確認印			

注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。

[様式第9号の3\(第10条関係\)](#)

様式第9号の3 (第10条関係)

産業廃棄物確認伝票
(後納者 その他ごみ用)

搬入者
保存用

産業廃棄物許可業者用
事業者自己搬入用

年 月 日		時 分	
総重量	kg	到着 No.	
自重	kg	車両番号	
搬入量	kg	コード	
処理費用額	円	回数	
注・10kgまでごとに		円 (消費税及び地方消費税を含む。)	
納期限 翌月末日まで			
搬入施設	焼却		
排出者			
住所			
搬入者 (業者名)			
住所			
確認印			

注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。

[様式第9号の4\(第10条関係\)](#)

様式第9号の4 (第10条関係)

産業廃棄物搬入確認書

(市内ごみ用)

搬入者
保存用

産業廃棄物許可業者用

事業者自己搬入用

年 月 日		時 分	
総重量	kg	到着 No.	
自重	kg	車両番号	
搬入量	kg	コード	
処理費用額	円	回数	

注・10kgまでごとに 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

搬入施設	焼却	
排出者		
住所		
搬入者(業者名)		
住所		
連絡先(TEL)		
確認印		

産業廃棄物処理費用

領収書

上記の金額を領収しました。

岡山市出納員

(領収印なき領収書は無効)

注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。



様式第9号の5（第10条関係）

産業廃棄物搬入確認書

（その他ごみ用）

搬入者
保存用

産業廃棄物許可業者用

事業者自己搬入用

年 月 日		時 分	
総重量	kg	到着No.	
自重	kg	車両番号	
搬入量	kg	コード	
処理費用額	円	回数	
注・10kgまでごとに 円（消費税及び地方消費税を含む。）			
搬入施設	焼却		
排出者			
住所			
搬入者（業者名）			
住所			
連絡先（TEL）			
確認印			

産業廃棄物処理費用

領収書

上記の金額を領収しました。

岡山市出納員

（領収印なき領収書は無効）

注・搬入者は太枠欄のみ、記入してください。

領収日付印

又は既納印

様式第10号(第10条関係)

様式第10号(第10条関係)

様式第11号(第10条関係)

様式第11号(第10条関係)

廃棄物搬入車両自重登録・車両登録承認書

岡山市指令 第 号

住 所(所在地)

名 称

氏 名(代表者氏名)

様

年 月 日付けて申請のあった廃棄物搬入車両の自重登録又は車両登録については、次のとおり承認したので、岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第10条第6項の規定により通知する。

年 月 日

岡山市長



区 分		自動車検査証による			登 録 自 重	一 般 廃 棄 物 許 可 車 両 許 可 車 両 許 可 番 号	搬 入 力 一 下 号	
申 請 車 両	車 両 登 録 番 号	最 大 積 載 量	車 両 重 量	乗 車 定 員				
承認の期間		年	月	日	から	年	月	日まで
承認の条件		1 市から委託を受け収集した家庭系廃棄物を搬入する者は、その後架装等の変更により登録自重と実自重の間に著しい相違を生じた場合は、速やかに自重登録申請書を提出し、その承認を受けなければならない。						
		2						

[様式第12号\(第10条関係\)](#)

様式第12号(第10条関係)

事業系ごみ等取扱適用除外申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者

住所(所在地)

名称

氏名(代表者氏名)

㊟

電話番号

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第10条第6項の規定により、事業系ごみ等の取扱いの適用の除外を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所 及び 施設	所在地名称	岡山市		
	施設等の種別			
	設置者			
	管理者			
適用 除外 申請	事由			
	期間	年 月 日から 年 月 日まで		
市に処 理を依 頼する 一般 廃棄物	ごみ質			
	発生量(通常)	日量(t), 月量(t), 年間量(t)		
	" (特別)	時期		
	搬入日	毎日, 毎週(曜日), 毎月(), その他()		
	搬入回数	毎日(回) 毎週(回) 毎月(回) その他()		
搬 入 者	所在地 名称 氏名 (代表者氏名)			
	事業者との関係	自己搬入, 許可業者に委託, その他()		
	搬入車両	車両番号	(許可業者の場合) 許可番号	登録番号

[様式第13号\(第10条関係\)](#)

様式第13号(第10条関係)

事業系ごみ等取扱適用除外承認書

岡山市指令 第 号

住所(所在地)

名称

氏名(代表者氏名)

年 月 日付で申請のあった事業系ごみ等取扱適用除外申請については、次のとおり承認したので、岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第10条第7項の規定により通知する。

年 月 日

岡山市長



事業所 及び 施設	所在地名称	岡山市		
	施設等の種別			
	設置者			
	管理者			
適用 除外 申請	事由			
	期間	年 月 日から 年 月 日まで		
市に処 理を依 頼する 一般 廃棄物	ごみ質			
	発生量(通常)	日量(t), 月量(t), 年間量(t)		
	" (特別)	時期		
	搬入日	毎日, 毎週(曜日), 毎月(), その他()		
	搬入回数	毎日(回) 毎週(回) 毎月(回) その他()		
搬 入 者	所在地 名称 氏名 (代表者氏名)			
	事業者との関係	自己搬入, 許可業者に委託, その他()		
	搬入車両	車両番号	(許可業者の場合) 許可番号	登録番号

廃棄物保管場所	位置	
	面積	
	排出方法	
	洗浄設備	
	冷蔵設備	
	付属設備の概要	
再利用対象物保管場所	位置	
	面積	
	付属設備の概要	

注・保管場所の位置図(建物位置、敷地内収集車使用道路図等)を必要に応じ添付すること。

[様式第14号\(第10条関係\)](#)

[様式第15号\(第10条関係\)](#)

[様式第16号\(第11条関係\)](#)

[様式第17号\(第11条関係\)](#)

[様式第18号\(第15条関係\)](#)

[様式第19号\(第16条関係\)](#)

[様式第20号\(第17条関係\)](#)

[様式第21号\(第21条関係\)](#)

[様式第22号\(第22条関係\)](#)

[様式第23号\(第23条関係\)](#)

[様式第24号\(第27条関係\)](#)

[様式第25号\(第27条関係\)](#)

[様式第26号\(第27条関係\)](#)

[様式第27号\(第27条関係\)](#)

[様式第27号の2\(第27条の3関係\)](#)

[様式第27号の3\(第27条の3関係\)](#)

[様式第27号の4\(第27条の5関係\)](#)

[様式第27号の5\(第27条の6関係\)](#)

[様式第27号の6\(第27条の7関係\)](#)

[様式第27号の7\(第27条の8関係\)](#)

[様式第27号の8\(第27条の11関係\)](#)

[様式第27号の9\(第27条の12関係\)](#)

[様式第28号\(第28条関係\)](#)

[様式第29号\(第28条関係\)](#)

[様式第30号\(第28条関係\)](#)

[様式第31号\(第29条関係\)](#)

[様式第32号\(第29条関係\)](#)

[様式第33号\(第29条関係\)](#)

[様式第34号\(第30条関係\)](#)

[様式第35号\(第32条関係\)](#)

[様式第36号\(第32条関係\)](#)

[様式第37号\(第33条関係\)](#)

[様式第38号\(第34条関係\)](#)

[様式第38号の2\(第34条関係\)](#)

[様式第39号\(第35条関係\)](#)

[様式第40号\(第36条関係\)](#)

[様式第41号\(第36条関係\)](#)

[様式第42号\(第37条関係\)](#)

[様式第43号\(第39条関係\)](#)

[様式第44号\(第39条関係\)](#)

[様式第44号の2\(第39条関係\)](#)

[様式第45号\(第41条関係\)](#)

様式第45号の2(第41条関係)

様式第46号(第42条関係)

様式第47号(第43条関係)

様式第48号(第44条関係)

様式第49号(第45条関係)

様式第50号(第45条関係)